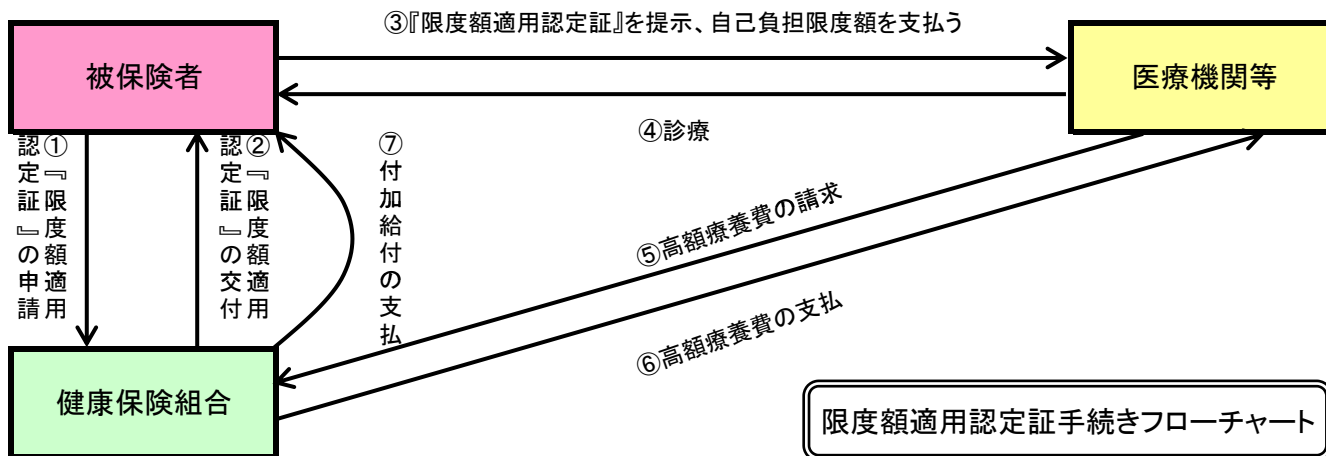


『限度額適用認定証』（高額療養費の現物給付化）について

高額療養費制度では、まず患者さんご自身が医療機関の窓口で一部負担金を支払い、後日健康保険組合から自己負担限度額を超えた分の払い戻しを受けるため、一時的に多大な経済的負担が生じます。『限度額適用認定証』の制度を利用すると、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができるので便利です。入院だけでなく外来・調剤も対象です。

* 自己負担限度額は被保険者の所得により異なります。(医療機関ごと請求1件ごと1ヶ月あたり)

所得区分	金額
標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費の総額-842,000円)x1%
標準報酬月額53万~79万円	167,400円+(医療費の総額-558,000円)x1%
標準報酬月額28万~50万円	80,100円+(医療費の総額-267,000円)x1%
標準報酬月額26万円以下	57,600円
住民税非課税者	35,400円



《手続きの流れ》

1. 「健康保険 限度額適用認定申請書」に記入・捺印の上、直接健康保険組合に提出する。(①)
※被保険者証の添付は不要です。
※住民税非課税者の場合は、手続きが異なりますので健康保険組合までご相談ください。
2. 健康保険組合から交付された『限度額適用認定証』を医療機関等に提示する。(②)
3. 医療機関等に自己負担限度額までの診療費用を支払う。(③④)
4. 療養から数月後、健康保険組合は医療機関等に高額療養費、健保負担分を支払う。(⑤⑥)
5. 療養から数月後、健康保険組合は被保険者に独自の付加給付を支払う。(⑦)

《留意事項》

- * 業務上・通勤途中の傷病の場合は、健康保険は使えません。
- * 交通事故等第三者行為による傷病の場合は、別途手続きが必要ですので申し出てください。
- * 有効期限は原則として発効日の属する月から最長1年以内の月末となります。
- * 次の場合には『限度額適用認定証』を返却してください。
 - ・有効期限に達したとき(継続を希望する場合は延長手続きが必要です)
 - ・資格を喪失したとき
 - ・認定対象者が70歳に達したとき
 - ・標準報酬月額の変更により、自己負担限度額が変わったとき

レナウングループ健康保険組合
〒 135-0063 東京都江東区有明3-6-11
Tel 03-4521-8006 Fax 03-4521-8159